

さいたま市 公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）【概要版】

1 策定の趣旨

- 本市の認可保育所は、保育需要に対応するために必要な施設整備を進めながら、国の定める「保育所保育指針」に基づき、**公立・民間の区別なく保育を提供する役割**を担ってきました。
- その一方で、近年は子ども・子育て家庭や保育環境を取り巻く環境の変化に伴い、**子育て支援や保育所保育に対するニーズも多様化**が進んでおり、これらに的確に対応していくことが求められています。
- こうした状況に対し、本市公立保育所の限りある保育資源を最大限活用しながら、**多様化する地域のニーズや保育のニーズに対して効率的かつ的確に対応していくためには**、保育の提供等の一部を民間に任せながら、**公立保育所が新たに担うべき役割を整理する**必要があります。
- そのため、公立保育所が今後担うべき役割を新たに定め、**公立保育所を再編しながら機能向上を推進する指針として、「公立保育所のあり方に関する基本方針」**を策定します。
- 公立保育所の機能向上により、**地域の子育て家庭の支援や民間保育所の支援等を強化**し、本市の子育て環境の充実や、民間保育所等も含めた**市全体の保育の質の向上**を目指します。

2 さいたま市の保育の現状

(1) さいたま市の保育施設の推移

- 平成27年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」を受け、本市では、保護者の事情や希望に合った選べる保育環境づくりとして、**多様な保育の受け皿整備**に努めています。

(2) さいたま市の保育需要

- 保育需要は令和12年度にピークを迎え、**その後は緩やかな減少**が見込まれます。

(3) 公立保育所の現状

- 令和5年4月現在、公立保育所60園のうち、**44園が築年数40年以上を経過**しており、更新の時期を順次迎えています。

【認可保育所等の施設数、定員数、待機児童数の推移（各年4月現在）】



3 さいたま市の保育に求められるニーズ

(1) 地域におけるニーズ

- 子ども・子育てに関する悩み・不安の解消のほか、子育て中の交流の場づくりなどの**地域との交流への支援**が求められています。

(2) 保育におけるニーズ

- **医療的ケア児のさらなる受け皿の確保や支援施策の充実、障害児や心身の発達に遅れがある子どものさらなる受入れの拡大と専門性の向上**が求められています。また、**外国にルーツを持つ子どもや食物アレルギー等の特別な配慮が必要な子どもの保育**に対するニーズも増えています。

4 公立保育所のあり方

(1) 公立保育所の方向性

- 公立保育所は、地域の基幹となる保育所として、**地域のニーズに対応する子ども・子育ての支援**を実施します。あわせて、**保育のニーズに対応する保育の質の向上**を行うとともに、保育の担い手として、**多様な保育を提供する機能を強化**します。
- 公立保育所の機能の強化については、**公立保育所の再編により保育資源を集約**しながら、**地域の基幹となる「基幹型公立園」を各区に1園設置**することで実現していきます。**基幹型公立園の設置は、令和10年度を予定**します。

(2) 基幹型公立園の役割

- 基幹型公立園は、地域の保育の中心となる役割として、**地域のニーズに対応した子ども・子育ての支援の実施と、保育のニーズに対応した保育の質の向上**を担います。

(3) 基幹型公立園の機能

- ア 保育所保育の専門性を生かした**地域の子ども・子育て支援機能**
- イ **民間保育所等への支援・交流・連携機能**
- ウ 保育の質の向上に資する**人材の育成機能**
- エ **多様な保育の提供機能**（基幹型公立園、一般型公立園、民間移管等園）

(4) 公立保育所の機能向上の進め方

- 基幹型公立園の機能向上は、**民間移管を進めるごとに捻出した人員が担っていくため、段階的に強化**していきます。令和5年度から保育の現場も含めた公立保育所の機能向上に関する庁内会議を立ち上げ、具体的な事業の検討を進めていきます。

(5) 基幹型公立園の組織等

- 基幹型公立園は、「**公立保育所**」と「**地域子育て・保育支援部門**」で構成します。
- なお、民間移管の進行により**捻出された人員は、基幹型公立園の機能強化を担う人員のほか、一般型公立園等の保育の充実を担う人員**にも充てていきます。

(6) 公立保育所の再編

- 公立保育所の再編にあたっては、地域の状況に応じ、近隣に民間保育所等を整備するなど、**地域の保育の受け皿を確保しながら進めていきます**。
- 公立保育所の再編の手法は、**原則、民間移管**により実施します。なお、民間移管開始前も、老朽化等に伴う個別の整備は、別途実施していきます。
- 民間移管を行った園は、これまで公立保育所で受入れを行っていた育成支援児の受入枠の維持や、公立保育所が参加する研修への参加、市の関係機関との連携などを引き継いでいくことで、**移管前の公立保育所の保育の質を維持した上で、さらに民間ならではの特色をプラス**していきます。
- 公立保育所を民間移管する前年度には、**1年間程度の引継ぎ保育を実施**し、一人ひとりの子どもや家庭の状況まで丁寧な引継ぎを行います。
- 民間移管の後は、**市による定期的なフォローアップ**や保護者アンケート等を実施し、**その後の民間事業者の運営にもしっかりと関与**していきます。
- 機能向上・再編（基幹型公立園の設置・民間移管の実施）については、十分な周知期間や、機能向上の検討期間を考慮し、**令和10年度から開始していく予定**です。

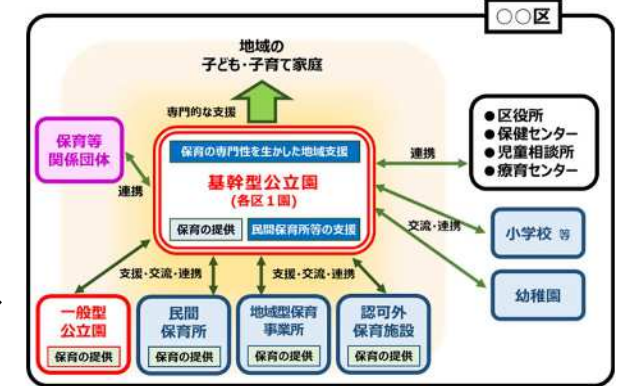
【公立保育所の分類】

基幹型公立園	地域の基幹となる公立保育所。区役所に近い立地又は比較的大規模園である公立保育所を選定。
一般型公立園	保育需要が比較的高くなく、近隣に民間保育所等が整備されていないなど、 公による保育の提供の継続を要する地域にある公立保育所 。
民間移管等園	保育需要が比較的高く、近隣に民間保育所等の整備が見込まれる地域や、民間保育所等が整備され、保育需要を満たす保育の受け皿の確保がなされている地域など、 民による保育の提供の継続が見込まれる地域にある公立保育所 。

5 スケジュール

- 本基本方針の策定の後、利用者・利用希望者への周知期間、機能向上等の検討期間を経て、**令和10年度に基幹型公立園の設置及び民間移管を開始**します。
- 以降、毎年度3園程度民間移管を実施し、**保育資源の集約によるさらなる体制強化・機能向上**を進めていきます。

【基幹型公立園の連携イメージ】



【基幹型公立園の組織イメージ】

